

勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」、「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を改正することを勧告する。

1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成25年4月1日から実施すること。